

## 龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会会議録等閲覧規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

### (閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

### (閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行う。

### (閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町の指定する場所とし、その時間は、当該事務局及び市町の執務時間内とする。

### (写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年 4月18日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成15年 7月 2日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年 8月 2日から施行する。

別記様式（第4条関係）

会議録等閲覧申出書

平成 年 月 日

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会  
会長 西田正則様

申出者 住所  
氏名  
電話 ( )

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、次のとおり申し出ます。

記

1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ( )  
午前・午後 時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書

(1) 会議の名称

(2) 文書の種類

会議録

会議に提出された文書

3 閲覧の目的

協議会の審議状況を把握するため

協議会の審議状況を広報するため

合併についての論議資料とするため

その他 ( )

備考

・ 該当するところにレ点を付けてください。